

## 鳥取県告示第655号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成21年10月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
鳥取市河原町小河内字奥山935の47、935の48、935の50
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
鳥取市河原町郷原字大人333の2、字中野谷330の2、字楮谷331の2、湯谷字使混タワ原野295の2
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
鳥取市河原町郷原字柏奥313の2、313の7、313の8、313の12、字香山409の2、字下林324の1、字地才工336の2、字地才工下平345の2、345の18、字長谷松434の3、434の5、434の15から434の17まで、字蛇谷315の2、315の10、字松木谷口325の2、三谷字ナメラ588の2、字本谷525の9、字山長谷617の2、中井字東畑419の2、水根字石コロキ949の1、949の3、949の16から949の30まで、山手字笹谷上分624の1（次の図に示す部分に限る。）、624の2、624の3、字地ユノ谷上分631の2、字堤谷上分620の1・620の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、620の4、字森谷上分563の3、563の110から563の112まで、563の4
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)